

お手数ですが、職場で回覧してください

# 千葉県職労情報 第516号

2009年5月18日(月) 千葉県職員労働組合  
TEL 043-223-4608 FAX 043-224-5475  
Eメール:honbu@chibakensyoku.jp  
ホームページ URL <http://www.chibakensyoku.jp/>

一人で悩んでいないで、  
県職労に相談してください

## 地公労

# 国追随、「夏季一時金0.2月削減」 の不当勧告に抗議

平成21年5月15日

千葉県地方公務員労働組合共闘会議  
千葉県教職員組合  
千葉県高等学校教職員組合  
千葉県職員労働組合

### 千葉県人事委員会「特例措置勧告」に対する地公労声明

県人事委員会は本日、知事と県議会議長に対し、「期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する勧告」として異例の勧告を行った。

その内容は、人事院が5月1日に国家公務員に対して行った「特例措置勧告」を唯一の根拠として、千葉県の県職員・教職員に対して、国と同様に「夏季一時金0.2月分(平均83,891円)を暫定的な措置として凍結」とするものである。

これは、人事委員会自らが労働基本権の代償としての第三者機関の役割を放棄し、従来からの賃金決定ルールを無視して、生活破壊を強行しようとする極めて不当な勧告である。また、「地方も、国と同様に削減せよ」という総務省の圧力に、人事委員会が屈服したものである。

一方で、県当局が2003年に「非常時、緊急時の措置」として強行した県独自賃金削減は、二度にわたって延長され、私たちの生活を圧迫し続けている。この間6年分の削減額は、1人平均53万円を超えている。にもかかわらず、県独自削減について、人事委員会として知事に撤回を求めるなど毅然とした対応を行うことなく、今回の一時金削減勧告を強行したことに、私たちは到底納得できない。

こうした状況で出された夏季一時金削減の不当勧告に、強い怒りを持って抗議する。

地公労は、県職員・教職員の生活を守り、賃金・労働条件の改善を求め、今月19日からスタートする09年対県夏季交渉において、一時金削減反対、県独自削減撤回など、諸要求実現に全力をあげる。

